平成２１年（フ）第１３５号
熊本県八代市古閑浜町2731番地１　403
破産者　西田　　満
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１４４号
熊本県八代市千丁町古閑出2440番地３　１―202
破産者　西田　　等
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第７号
熊本県天草市有明町赤崎2201番地１
破産者　堀江　正造
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２４８号
神奈川県横須賀市森崎２丁目２番23号　森崎ハイツ左号室、開始決定時の住所神奈川県横須賀市公郷町２丁目14番地22
破産者　幾田　　仁
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２９号
山形県鶴岡市大山３丁目37番43号
破産者　大瀧　民雄
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第９０号
山形県東田川郡三川町大字横山字袖東16番地12
破産者　髙野　利男
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１１８３号
名古屋市北区如意５丁目168番地の１　丹羽ハイツ101号
破産者　加藤　道明
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９７号
札幌市北区新琴似７条14丁目６番18号
破産者　佐々木潤一
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８号
福島県南会津郡南会津町田部字上原88番地１　ホワイトマンション302
破産者　星　　律子
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
長野県上田市中央６丁目６番13号
破産者　武舎　安徳
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３２９号
静岡県牧之原市細江1922番地１　ソフィアＪＢ201
破産者　真野　裕康
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４４号
静岡県牧之原市汐見台11番地15　グレイス長野Ⅶ302、旧住所静岡県牧之原市大沢50番地17
破産者　冨永　和久
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１８号
京都府京丹後市網野町小浜414番地
破産者　明尾　佳泰
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１３０６号
神戸市垂水区塩屋町２丁目１番13号
破産者　益田　茂廣
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９号
神戸市垂水区上高丸３丁目18番24―205号
破産者　戸田　尚男
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０７号
神戸市垂水区青山台６丁目１番９―415号
破産者　三木　道雄
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６２号
広島県廿日市市平良１丁目10番28号
破産者　竹田　　進
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部